

## 職員の懲戒処分について

にかほ市は、地方公務員法及びにかほ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので、にかほ市職員の懲戒処分等に関する規程第8条第1項第1号の規定により公表します。

### 1 被処分者及び処分内容等

No.	所属	職位	年齢	処分内容	処分年月日	処分理由
1	教育委員会	課長級	60代	戒告	令和6年 3月31日	にかほ市議会議員に対し、内部のメール送受信履歴と、合意形成を図らず単独で立案した政策提案書を独断で郵送した。

### 2 処分の根拠

【懲戒処分の適用条項】 地方公務員法第29条第1項第2号